

障害福祉サービス事業者等に対する 行政処分事例について

障害福祉サービス事業者等に対する行政処分事例について

- ▶ 平成31年2月、県が指定する障害児通所支援事業者において、指定取消処分を受ける事例が発生いたしました。
- ▶ 障害福祉サービス事業者等は、障害者総合支援法、児童福祉法その他関係法令及び関係通知等において定められた基準等を遵守し、適正な事業運営及び報酬請求を行う必要があります。
- ▶ 以下、本県の事例及び今年度に他都道府県等において指定取消処分が行われた主な事例について説明いたしますので、各事業者におかれては、これらの事例を踏まえ、あらためて自らの事業の運営状況を振り返り、適正な事業運営及び報酬請求を図っていただくようお願いいたします。

障害福祉サービス事業者等に対する行政処分事例について

【本県事例】

平成31年2月処分／放課後等デイサービス／指定取消

- ▶ 不正請求（児童福祉法第21条の5の24第1項第5号）
 - ▶ 事業所において実際にはサービスを提供していないにもかかわらず、不正に障害児通所給付費を請求した。
 - ▶ 当該不正の請求に関し、虚偽のサービスの提供の記録を作成した。
- ※ 不正請求額 約67万円
（返還額については上記不正請求額に100分の40を乗じて得た額が加算となる。）

障害福祉サービス事業者等に対する行政処分事例について

【他県事例】

ケース1

令和7年6月処分／就労継続支援A型／指定取消

- ▶ 人格尊重義務違反（障害者総合支援法第50条第1項第3号）
 - ・ 法人代表者が予告なく事業を放棄し、サービス提供が停止し、サービス提供終了時に利用者等に対し適切な支援等を行わなかった。
- ▶ 人員基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第4号）
 - ・ 管理者及びサービス管理責任者を配置せず、基準を満たしていないことを知りながら対応を怠っていた。
- ▶ 運営基準違反（障害者総合支援法第1項第5号）
 - ・ 法人代表者が予告なく事業を放棄し、サービス提供が停止し、サービス提供終了時に利用者等に対し適切な支援等を行わなかった。
- ▶ 検査等の妨害及び忌避（障害者総合支援法第50条第1項第8号）
 - ・ 監査への対応に代表者が応じず、法の規定による検査を妨害及び忌避した。
- ▶ 法人による不正又は著しく不当な行為（障害者総合支援法第50条第1項第11号）
 - ・ 訓練等給付費について、指定障害福祉サービスに要した費用以外に流用していた。

障害福祉サービス事業者等に対する行政処分事例について

ケース2

令和7年7月処分／放課後等デイサービス／指定取消

- ▶ 人格尊重義務違反（児童福祉法第21条の5の24第1項第3号）
 - ・ 児童指導員が利用児童に対して虐待し、有罪判決を受けた。虐待防止に関する取組及び当該従業員に対する管理及び指導等の対応が不十分。
- ▶ 人員基準違反（児童福祉法第21条の5の24第1項第4号）
 - ・ 児童発達支援管理責任者が、正当な理由もなく事業所を不在にする時間が多く、実態として常勤で勤務していなかった。
- ▶ 運営基準違反（児童福祉法第21条の5の24第1項第5号）
 - ・ 児童発達支援管理責任者が個別支援計画を適切に作成しておらず、一部の保護者と一度も面談していない。
 - ・ 正当な理由もなく大幅な定員超過受け入れを継続した。
- ▶ 不正請求（児童福祉法第21条の5の24第1項第6号）
 - ・ 人員欠如、個別支援計画未作成減算、定員超過利用減算を適用していない。また、算定要件を満たさない児童指導員等加配加算を算定していた。

障害福祉サービス事業者等に対する行政処分事例について

ケース3

令和7年11月処分／就労継続支援B型／指定取消

- ▶ 不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第6号）
 - ・利用者が通所していないにもかかわらず、事業所に通所したものととして不正に請求した。
- ▶ 虚偽報告（障害者総合支援法第50条第1項第7号）
 - ・利用者が通所していないにもかかわらず、事業所に通所したものととして、個別支援計画、業務日誌（サービス提供記録表）及び工賃領収書にかかる虚偽の書類を作成し、立入検査において、書類の提示を求めた際にこれらの虚偽の書類を提示し、虚偽の報告を行った。
- ▶ 虚偽答弁（障害者総合支援法第50条第1項第8号）
 - ・立入検査で虚偽の答弁を行った。

ケース4

令和7年12月処分／共同生活援助・就労継続支援B型／指定取消

- ▶ 不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第6号）
 - ・個別支援計画が作成されていない、又は個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないにもかかわらず、個別支援計画未作成減算を適用していない。
 - ・人員欠如を適用せず、人員配置体制加算の要件を満たしていないにもかかわらず不正に請求した。
- ▶ 虚偽の答弁（障害者総合支援法第50条第1項第8号）
 - ・監査時に虚偽の答弁を行った。
- ▶ 不正又は著しく不当な行為（障害者総合支援法第50条第1項第11号）
 - ・基準上配置が必要なサービス提供職員として勤務する予定がない者を配置するものとして虚偽の届出を行い、本来請求できない報酬を不正に請求していた。

障害福祉サービス事業者等に対する行政処分事例について

ケース5

令和7年12月処分／就労移行支援／指定取消

- ▶ 人員基準違反（障害者総合支援法50条第1項第4号）
 - ・サービス管理責任者を配置していない期間があった。
- ▶ 不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第6号）
 - ・人員欠如減算、個別支援計画未作成減算を適用していない。
- ▶ 不正又は著しく不当な行為（障害者総合支援法第50条第1項第11号）
 - ・サービス管理責任者が不在の期間において、個別支援計画の作成に係る一連の業務がサービス管理責任者により適切に行われていたように見せかけるため、虚偽の書類を作成した。

ケース6

令和8年2月処分／児童発達支援・放課後等デイサービス／指定取消

- ▶ 人員基準違反（児童福祉法第21条の5の24第1項第4号）
 - ・サービス提供時間を通じて児童指導員又は保育士を2名配置しておらず、人員基準を満たしていない。
- ▶ 不正請求（児童福祉法第21条の5の24第1項第6号）
 - ・人員基準を満たしていないにもかかわらず、人員欠如減算を適用していない。
 - ・児童指導員等加配加算の要件を満たしていないにもかかわらず請求し、受領した。

障害福祉サービス事業者等に対する行政処分事例について

ケース7

令和8年2月処分／就労継続支援B型／指定取消

- ▶ 不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第6号）
 - ・目標工賃達成指導員が常勤で勤務していないにもかかわらず、出勤簿等の記録を改ざんし、目標工賃達成指導員配置加算を請求した。
 - ・利用実態のない利用者の給付費を請求した。

ケース8

令和7年12月処分／放課後等デイサービス／指定取消

- ▶ 不正の手段による指定及び指定更新（児童福祉法第21条の24第1項第9号）
 - ・児童発達支援管理責任者を常勤として配置できる見込みがないことが明らかであったにもかかわらず、常勤として配置するかのように申請書等に虚偽の記載をして、指定及び指定更新を行った。
 - ・人員配置基準を満たさないまま不正に事業所の指定及び指定更新を受け、サービス提供に必要な人員基準を満たしていない状態が長期間継続していた。